

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 耕地事務所長事務委任に関する規則
- 山林事務所長事務委任等に関する規則
- 福祉事務所長事務委任等に関する規則
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
- ◇訓令 山林事務所処務規程
- 鳥取県福祉事務所処務規程
- 鳥取県耕地事務所処務規程

## 規則

耕地事務所長事務委任に関する規則をここに公布する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第十八号

耕地事務所長事務委任に関する規則

### (総則)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を耕地事務所長(以下「所長」という。)に委任する事項は、別に定があるものの外、この規則の定めるところによる。

### (委任事項)

第二条 次に掲げる事項は、所長に委任する。

- 一 土地改良事業及び災害復旧事業(補助にかかる防災溜池、老朽溜池及び地盤変動対策事業を含む。以下同じ。)の实地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに事業の指導に關すること(土地改良事業奨励規程、土地改良法、七、四七)
- 二 土地改良事業及び災害復旧事業の検査並びに補助金の交付及び還付に關すること(認可に關する事項を除く。)但し、補助にかかるとする事業の出来形検査及びしゅん功検査については、次の事業に限る。

(土地改良事業検査規程、各種補助金交付規程)

1 総事業費百万円以下の災害復旧事業

2 当該年度の事業費二百五十万円以下のかんがい排水事業(畑地かんがいを含む。)但し、総事業費一千万円以上の事業を除く。

3 当該年度の事業費五百万円以下の暗渠排水、客土区画整理、農道及び索道の各事業、但し、総事業費一千万円以上の事業を除く。

三 果管冷水温障害防止施設事業、農地保全事業、地盤変動対策事業及び干拓堤塘補強又は補修事業の実地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに材料検査に關すること

四 土地改良区の指導並びに土地改良区(關係面積百町歩以下のものに限る。)又は数人共同して土地改良事業を行う者からその事業に關し報告を徴し又は業務若しくは会計の状況を検査すること(土地改良法一三二)

(報告)

第三条 所長は、委任を受けた事項を処理した事件で特に参考となるものは、その都度知事に報告しなければ

ならない。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

山林事務所長事務委任等に關する規則をここに公布する。  
昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十九号

山林事務所長事務委任等に關する規則

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項の規定により、知事の権限に屬する事務の一部を山林事務所長に委任する事項及び山林事務所長の専決事項は、別に定めがあるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 次に掲げる事項は、山林事務所長に委任する。

- 一 保安林における制限許可に關すること (森林法三四)
- 二 公有林、私有林及び学校造林(高等学校造林を除

く。)のしゅん功終了届の処理、出来形しゅん功検査並びに補助金の交付に關すること。(林業施設補助規則六、七)

三 木炭の検査に關すること。(木炭検査条例四)

四 有害鳥獸駆除許可に關すること。(狩猟法一二)

五 保護鳥獸飼養許可に關すること。(狩猟法一二)

六 特用林及び自家用林の指定に關すること。(森林法一七)

七 森林害虫駆除事業のしゅん功、終了届の処理、出来形検査及び補助金の交付に關すること。(林業施設補助規則六、七)

八 立木の伐採届出の処理に關すること。(森林法一五)

九 立木の伐採許可に關すること。(森林法一六、一八)

十 保安林標識設置に關すること。(森林法三九)

十一 狩猟登録に關すること。(狩猟法四)

十二 一般林道、奥地林道、民有林開發緊急林道の設

計及び工事の指導監督に關すること。

(林業施設補助規則五)  
(民有林開發緊急林道施設補助要綱五)

十三 治山關係事業の設計及び工事の指導監督に關すること。(県建設工事執行規則款八)

十四 造林臨時措置法に基く、伐採跡地等の報告に關すること。(造林臨時措置法二四)

十五 造林臨時措置法に基く認定調査に關すること。(造林臨時措置法二五)

十六 公有林野分收造林規程第一条の補助金の交付及びこれに伴うしゅん功検査に關すること。(公有林野分收造林規程一)

第三条 次に掲げる事項は、山林事務所長の専決事項とする。

一 狩猟免許に關すること。(狩猟法四)

第四条 山林事務所長は、委任を受けた事項及び専決事項を処理した事件で特に参考になるものは、その都度知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

福祉事務所長事務委任等に関する規則をここに公布する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十号

福祉事務所長事務委任等に関する規則

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十三条第一項の規定により知事の権限に属する事務の一部を福祉事務所長に委任する事項及び福祉事務所長の専決事項は、別に定があるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 次に掲げる事項は、福祉事務所長に委任する。

- 一 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の取扱費又は救護費の制限外支出認可に関する事(行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者取扱手続五)
- 二 行旅死亡人を火葬に附する許可に関する事(大

正元年勅令三四)

三 民生委員の定数に関する事(民法法四)

四 申請による保護の開始及び変更に関する事(生活保護法二四)

五 職権による保護の開始及び変更に関する事(同二五)

六 保護の停止及び廃止に関する事(同二六)

七 被保護者に対する必要な指導及び指示に関する事(同二七)

八 要保護者に関する立入調査及び検診の命令並びに申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関する事(同二八)

九 保護の方法に関する事(指定医療機関に支払う診療報酬の決定並びに支払事務を除く)(同三〇一三七)

十 保護施設の指導に関する事(同四三)

十一 保護施設、業務会計状況等報告の徴取に関する事(同四四)

十二 保護施設の長の指導の制限又は禁止に関する事(同四八)

十三 保護施設利用、被保護者の保護の変更、停止又は廃止を必要とする旨の届書の受理に関する事(同四八四)

十四 保護実施のため行う指示に違反する者の措置に関する事(同六二)

十五 保護に要した費用返還の措置に関する事(同六三)

十六 遺留金品の処分に関する事(同七六)

十七 扶養義務者からの費用徴収に関する事(同七七)

十八 不正な手段をもつて保護を受け、又は受けさせた者からの費用の徴収に関する事(同七八)

十九 前渡した保護金品の返還の免除に関する事(同八〇)

二十 後見人選任の請求に関する事(同八一)

二十一 身体障害者の診査及び更生相談に関する事

(身障法一八)

二十二 身体障害者に対する補装具交付修理の決定に関する事(同二〇)

二十三 身体障害者に対する補装具交付に係る本人負担額の決定に関する事(同二二)

二十四 身体障害者に対する公共施設内の売店設置あつ、旋に関する事(同二三)

二十五 身体障害者に対する更生医療給付に関する事(但し、指定医療機関に支払う診療報酬の決定並びに支払事務を除く)(同一九)

二十六 戦傷病者に対する更生医療給付に関する事(指定医療機関に支払う診療報酬の決定並びに支払事務を除く)(戦傷法一七)

二十七 戦傷病者に対する補装具の交付及び修理決定に関する事(同二二)

二十八 公益質屋の限度外貸付金額及び制限外貸付利率の認可に関する事(公質法四、五)

二十九 公益質屋の業務報告及び業務及は会計の検査

- に關すること(同 一七)
- 三十 公益質屋の業務開始、変更及び廃止の届出に關すること(公質則二、四)
- 三十一 消費生活協同組合員外利用許可に關すること(消費法一一)
- 三十二 消費生活協同組合から業務又は財産の状況に關し報告を徴すること(同 九三)
- 三十三 消費生活協同組合の業務又は会計状況の検査に關すること(同 九四)
- 三十四 児童福祉施設(助産施設、母子寮、保育所)の監督及び改善に關すること
- 三十五 児童福祉施設(助産施設、母子寮、保育所)の設備等一部変更の認可に關すること(児則三七)
- 三十六 児童福祉法第二十三条による母子寮入退所措置に關すること
- 三十七 児童措置費弁償金に關すること(児法五六)
- 三十八 福祉生に貸与した奨学金の返還徴収に關すること(福祉奨學貸与規則一四)

- 三十九 身体障害児童に対し盲人安全つえ、補装具等の交付又は修理に關すること(児法二一の八)
- 四十 母子福祉資金の貸付金の償還に關すること(母子貸付法五、八)
- 四十一 違約金の徴収金額の決定並びに徴収に關すること(同 九)
- 四十二 借受人、保証人の氏名及び住所の変更届出に關すること(同 令六)
- 四十三 借入書の提出に關すること(同 令四)
- 四十四 国民健康保険組合の予算、予算の追加更正並びに準備金の処分及び組合債の認可に關すること(国健法二六 国健則七〇)
- 四十五 国民健康保険組合の組合会成立せず議決すべき事項を議決しない場合の指揮に關すること(国健法三〇)
- 四十六 国民健康保険組合の合併、分割及び解散の認可に關すること(同 三四)
- 四十七 国民健康保険組合分割の場合承継する権利義務の限度認可に關すること(同 三五)

- 務の限度認可に關すること(同 三五)
- 四十八 国民健康保険組合解散の場合清算人の選任清算方法及び財産処分方法の認可に關すること(同 三七)
- 四十九 国民健康保険を行う社団法人の予算、準備金、財産の処分及び借入金金の認可に關すること(同 三七の六)
- 五十 国民健康保険を行う社団法人がその許可の取消、廃止の許可又は解散したときの收支の計算及び財産処分方法の認可に關すること(同 三七の七)
- 五十一 町村国民健康保険特別会計、予算、準備金及び財産処分等の報告の処理に關すること(同 八の十七)
- 五十二 国民健康保険診療報酬の額の認可に關すること(同 八の六)
- 五十三 町村国民健康保険事業報告及び決算報告の処理に關すること(国健則二二)
- 五十四 保険者の国民健康保険諸規定の制定及び改廃

- 報告の処理に關すること(同 二五、九四、一〇八)
- 五十五 国民健康保険組合会議員の選挙に關する異議申立の処理に關すること(同 四七)
- 五十六 国民健康保険組合理事長の就職、退職及び死亡報告の処理に關すること(同 九五)
- 五十七 国民健康保険組合の組合員欠亡による組合解散報告の処理に關すること(同 八三)
- 五十八 国民健康保険組合の合併及び分割の場合の事務引継報告の処理に關すること(同 八六)
- 五十九 国民健康保険組合解散の場合の清算結果報告の処理に關すること(同 八七)
- 六十 国民健康保険組合の事業報告及び決算の届出の処理に關すること(同 九二)
- 六十一 国民健康保険を行う社団法人の名称等変更届出の処理に關すること(同 九九)
- 六十二 国民健康保険を行う社団法人が事業廃止の場合の收支計算及び財産処分の結了届出の処理に關すること(同 一〇〇)

- 六十三 国民健康保険を行う社団法人の事業報告及び決算の届出の処理に關すること(同 一〇八)
- 第三条 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るものについては、東部福祉事務所長に委任する。
  - 一 民生委員の定数に關すること(民法四四)
  - 二 公益質屋の限度外貸付金額及び制限外貸付利率の認可に關すること(公質法四、五)
  - 三 公益質屋の業務報告及び業務又は会計の検査に關すること(同 一七)
  - 四 公益質屋の業務開始、変更及び廃止の届出に關すること(公質則二、四)
  - 五 消費生活協同組合員外利用許可に關すること(消費法一二)
  - 六 消費生活協同組合から業務又は財産の状況に關し報告を徴すること(同 九三)
  - 七 消費生活協同組合の業務又は会計状況の検査に關すること(同 九四)
  - 八 児童福祉措置費弁償金に關すること(児法五六、一、二)

- 九 福祉生に貸与した奨学金の返還徴收に關すること(福祉生奨学金貸与規則一四)
- 十 身体障害者児童に対する盲人安全つえ、補装具等の交付又は、修理に關すること(児法二一の三)
- 十一 母子福祉資金の貸付金の償還に關すること(母子貸付法五、八)
- 十二 違約金の徴收金額の決定並びに徴收に關すること(同 九)
- 十三 借受人、保証人の氏名及び住所の変更届出に關すること(同 令六)
- 十四 借入書の提出に關すること(同 令四)
- 十五 市の国民健康保険特別会計予算、準備金及び財産処分等の報告の処理に關すること(国健法八の一七)
- 十六 国民健康保険診療報酬の額の認可に關すること(同 八の六)
- 十七 市の国民健康保険事業報告及び決算報告の処理に關すること(国健則二二)
- 十八 保険者の国民健康保険諸規定の制定及び改廃報

告の処理に關すること(同 二五)

第四条 次に掲げる事項は、福祉事務所長の専決事項とする。

- 一 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に關すること(国健法八ノ一三)
  - 二 国民健康保険組合規約の制定、変更及び廃止の認可に關すること(同 一一)
  - 三 国民健康保険を行う社団法人の規程の制定、変更及び廃止の許可に關すること(同 三七ノ二)
  - 四 母子福祉資金の貸付決定に基いて行う貸付金の交付並びに返還に關すること
  - 第五条 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るものについては福祉事務所長の専決事項とする。
    - 一 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に關すること(国健法八ノ一三)
    - 二 母子福祉資金の貸付決定に基いて行う貸付金の交付並びに返還に關すること
- 第六条 福祉事務所長は、委任を受けた事項及び専決事

項を処理した事件で特に参考となるものは、その都度知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和二十八年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地方事務所長」の下に「(福祉事務所長を含む。以下同じ。)」を加える。

第八条中「又は様式第三十四号による保護金品支給通知書」を削る。

第十一条第五項中「又は様式第三十四号の保護金品支

給通知書」を削る。

第三十二条中「地方事務所」の下に「(福祉事務所を含む。)」を加える。

様式第三十四号を次のように改める。

様式第三十四号 削除

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

### 訓 令

鳥取県訓令第八号

山 林 事 務 所

山林事務所処務規程を次のように定める。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

山 林 事 務 所 処 務 規 程

(この規程の目的)

第一条 この規程は、鳥取県行政組織規程(昭和二十八

年四月鳥取県規則第二十四号)に定めるものを除く外、山林事務所の組織、権限及び処務について定め、もつて管内行政の実効を挙げることを目的とする。

(組織)

第二条 山林事務所に次の職員を置く。

所 長

係 長

主 事

技 師

その他の職員

(権限)

第三条 山林事務所長(以下「所長」という。)は、この規程に定めるものの外、知事の委任又は指揮により、その所管区域内の事務を管理し及び執行する。但し、その所管区域外の事務について知事が特に委任又は指揮するときは、これを管理し及び執行することができる。

(職員の職務)

第四条 職員は上司の指揮を受けて事務に従事する。

2 職員の事務分掌は、所長が係長の意見を聴いて定め、その都度上司に報告しなければならない。

(事務分掌)

第五条 山林事務所各係の分掌事項の基準は次のとおりとする。

林 政 係

一 公印の管守に関する事

二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事

三 職員の身分及び服務に関する事

四 予算経理に関する事

五 現金、有価証券、物品の出納、保管に関する事

六 物品の購入、貸借及び修繕並びに処分に関する事

と

七 未墾地の買収調整に関する事

八 林業金融に関する事

九 森林計画に関する事

十 林野の経営指導に関する事

十一 林業団体の指導に関する事

十二 猟政に関する事

十三 事務所管理に関する事

十四 所内事務の総合調整に関する事

十五 所内他係の所管に属さない事務に関する事

林 業 係

一 木材、薪炭の生産に関する事

二 木炭の検査に関する事

三 特殊林産物の生産に関する事

四 林業技術普及に関する事

五 森林火災保険に関する事

六 林野の火入に関する事

七 森林害虫防除に関する事

八 造林に関する事

九 造林臨時措置法に関する事

十 果有林及び分收造林に関する事

十一 林業種苗に関する事

施設係

- 一 林産物搬出施設に関する事
- 二 林野の保護取締に関する事
- 三 治山施設に関する事
- 四 保安林及び保安施設地区に関する事

(事務の代決)

第六条 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した係長がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後開を受けなければならない。但し定例又は軽易なものについては、この限りでない。

(事務引継)

第七条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに、書類、帳簿その他重要事項につき引継書を作成して後任者又は、知事の指定した吏員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。

(服務)

第八条 所長は、業務外に旅行又は出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。但し、上司の命による場合はこの限りでない。

第九条 この規程に定めるものの外、事務の処理について必要な事項は所長において別に規程を定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときも又同様とする。

附 則

この訓令は、昭和三十年五月一日から施行する。

鳥取県訓令第九号

福祉事務所

鳥取県福祉事務所処務規程を次のように定める。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県福祉事務所処務規程  
(この規程の目的)

第一条 この規程は、鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)に定めるものを除く外、福祉事務所の組織、権限及び処務について定め、もつて管内福祉行政の实效を挙げることを目的とする。

(組織)

第二条 福祉事務所に次の職員を置く。

- 所 長
- 係 長
- 主 事
- 社会福祉主事
- 身体障害者福祉司
- その他の職員

(権限)

第三条 福祉事務所長(以下「所長」という。)は、この規程に定めるものの外、知事の委任又は指揮により、その所管区域内の事務を管理し及び執行する。但し、その所管区域外の事務について知事が特に委任又は指揮するときは、これを管理し及び執行することができる。

る。

(職員の職務)

第四条 職員は、上司の指揮を受けて事務に従事する。

2 職員の事務分担は、所長が係長の意見を聴いて定め、その都度上司に報告しなければならない。

(事務分掌)

第五条 各係の分掌事項の基準は、次のとおりとする。

- 一 公印の管守に関する事
- 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事
- 三 事務所管理に関する事
- 四 職員の身分及び服務に関する事
- 五 所内事務の総合調整に関する事
- 六 予算の経理に関する事
- 七 現金、有価証券及び物品の出納保管に関する事
- 八 物品の購入、貸借及び修繕並びに処分に関する事

- 九 民生委員に関する事
- 十 社会福祉統計に関する事
- 十一 社会福祉施設に関する事
- 十二 市内他係の所管に属さない事務に関する事
- 十三 福祉関係
- 十四 生活保護、児童福祉及び身体障害者福祉に関する事
- 一 被保護者の更生指導に関する事
- 二 要保護児童の指導に関する事
- 三 行旅病人、行旅死亡人の取扱に関する事
- 四 浮浪者保護の取扱に関する事
- 五 戦傷病者更生援護に関する事
- 六 援護 係
- 一 社会福祉事業に関する事
- 二 更生資金に関する事
- 三 救済援護に必要な物資に関する事
- 四 災害救助に関する事
- 五 同和事業に関する事

- 六 消費生活協同組合及び公益質屋に関する事
  - 七 母子福祉に関する事
  - 八 婦人の福祉に関する事
  - 九 復員及び引揚援護に関する事
  - 十 社会福祉法人及び社会事業互助団体の指導に関する事
  - 十一 青少年の保護育成に関する事
  - 十二 戦没者遺族援護に関する事
  - 十三 国民健康保険に関する事
  - 十四 その他社会福祉に関する事
- (事務の代決)
- 第六条 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した係長がその事務を代決する。
- 2 前項の規定により代決した事項は遅滞なく後継を受けなければならない。但し、定例又は軽易なものについてはこの限りでない。
- (事務引継)
- 第七条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類、帳簿その他重要事項につき引継書を作成して、

後任者又は、知事の指定した吏員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは、連署をもつて、その状況を知事に報告しなければならない。

(職務)

第八条 所長は、県外に旅行又は出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。但し、上司の命による場合はこの限りでない。

第九条 この規程に定めるものの外、事務の処理について必要な事項は、所長において別に規程を定め知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附 則

この訓令は、昭和三十年五月一日から施行する。

鳥取県訓令第十号

耕地事務所

耕地事務所処務規程を次のように定める。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

耕地事務所処務規程

(総則)

第一条 耕地事務所(以下「事務所」という。)の処務については、別に定があるものを除く外、この規程の定めるところによる。

(事務の分担)

第二条 耕地事務所長(以下「所長」という。)は、所員の事務分担を定めたときは、知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(事務の代決)

第三条 所長に事故があるときは、係長はその所掌事務について代決し、係長に事故があるときは、あらかじめ所長が指定した吏員が、その所掌事務について係長

の事務を代決することができる。  
2 前項の規定により代決した事務は、遅滞なく後関を受けなければならない。但し、定例又は軽易な事務についてはこの限りでない。

(専決事項)

第四条 次に掲げる事項は、所長において専決することができる。

一 災害又は予期することができない障害若しくは災害を防止するため、上司の指揮を受けるいとまがないときは臨機の処置を講ずること。

二 工地上緊急を要する場合工事の中間検査をすること並びに作業の中止を命ずること。

三 設計変更その他の理由により工事の作業中止を命ずること。

四 見積価額一廉五万円未満の工事材料、器具及び機械の購入、借入及び修繕並びに運搬に関すること。

五 雇用期間一箇月を超えない労務者の雇用及び解雇に関すること。

六 設計金額五十万円未満の工事の執行に関すること。  
七 見積価額一廉二万円未満の事務用物品の購入及び修理に関すること。  
八 設計金額五万円未満の工事の随意契約に関すること。  
九 その他軽易なこと。

2 所長は、前項第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項につき専決処理したときは、関係書類を添えてすみやかに知事に報告しなければならない。

(県営事業の執行)

第五条 県営事業の執行については、用水改良事業所処務規程(昭和二十八年十月鳥取県訓令第二十六号)第三号から第十号まで及び第十三号の規定を準用する。

(事業の検査)

第六条 県営事業又は県の補助にかかる土地改良事業若しくは災害復旧事業の検査については、土地改良事業検査規程(昭和二十九年九月鳥取県訓令第十三号)を

準用する。この場合において、「地方事務所長」とあるのは、「耕地事務所長」と読み替えるものとする。

(備付帳簿)

第七条 所長は、次の帳簿を備えつけ整理して置かなければならない。

一 勤務日誌(第一号様式)

二 県営事業工事監督日誌(第二号様式)

三 賃金台帳(第三号様式、第四号様式)

四 県営工事台帳

五 団体営事業台帳

六 土地改良区台帳

七 用地買収土地台帳(第五号様式)並びに物件補償台帳(第六号様式)

八 その他必要な書類

(報告)

第八条 所長は、次の事項につき、知事に報告しなければならない。

一 所員勤務状況報告(第七号様式)

二 工事進捗、状況報告(第八号様式)  
三 団体営事業にかかる工事着手又は完成報告(第九号様式)

四 補助金交付状況報告(第十号様式)

五 調査試験報告

六 その他知事が命じた事項

2 前項第一号から第四号までの報告については、その月分を翌月五日までに、第五号及び第六号についてはその都度報告するものとする。

(事務の引継)

第九条 所長が転職、免職又は退職した場合は、引継書及び簿冊目録を作成し、後任者又は知事が指定した吏員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を終つたときは、連署の上その状況を知事に報告しなければならない。

3 事務所が廃止されたときは、所長は引継書及び簿冊目録を作成し、耕地課長に引き継がなければならない。(臨時出張所)









